

# 原発の立地の主な手続き

## 環境アセスメント

方法書提出

審査（経済産業省）

知事の意見

（住民の意見は、電力会社がとりまとめて送付）

勧告（経済産業大臣）

環境影響調査

準備書届出

審査（経済産業省）

知事の意見

環境大臣の意見

（住民の意見は、電力会社がとりまとめて送付）

勧告（経済産業大臣）

評価書届出

審査（経済産業省）

確定通知／変更命令（経済産業大臣）

評価書に基づく環境保全の配慮

## 発電所建設手続き

重要電源開発地点の指定申請

知事の意見

関係府省との協議

重要電源開発地点の指定  
（経済産業大臣）

原子炉設置許可申請

安全審査（経済産業省）

平和利用目的  
・経済的基礎の審査  
（原子力委員会）

ダブルチェック  
＝再安全審査  
（原子力委員会）

原子炉設置許可  
（経済産業大臣）

工事計画認可申請

工事計画認可（経済産業大臣）

着工

## 原発に特有の手続き

第1次公開ヒアリング  
（経済産業省）

（住民の意見は、安全審査等において参酌）

2009年12月18日提出

総合資源エネルギー調査会  
原子力安全・保安部会

第2次公開ヒアリング  
（原子力安全委員会）

（住民の意見は、ダブルチェックにおいて参酌）